な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

⑲　協議相手の選定方法　全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手方に選定する。

①　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.5」とする。

②　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点　100－200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）

ここに、

Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）

Ｌ：契約制限価格

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shinichi Kataoka, Director General of Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Exchange work of Hokuriku Expressway From Sabae to Fukui floor slab (Part 1)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. May 11, 2021

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. May 11, 2021

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for the notice : Accounting／Contract Division, Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 170, Higashi, Kamino-machi, Kanazawa-shi, Ishikawa-ken, 920―0365 Japan, TEL 076―240―4935

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和３年２月９日

独立行政法人造幣局理事　明瀬　光司

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

⑴　総合建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事

⑵　総合建設工事以外の工事　①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事　㉗解体工事

⑶　測量・建設コンサルタント　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　申請の時期　令和３年２月９日から随時。郵送による受付とする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当局所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を別記１に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。また、インターネットにより造幣局ホームページ（https://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

⑵　申請書の提出方法　造幣局で付与する競争参加資格は本局、さいたま支局及び広島支局の三局全てに対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、等級決定通知書送付にかかる封筒（84円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、別記１に掲げる申請場所に提出することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

⑶　申請の添付書類

①　建設工事

(a)　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

(b)　工事経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　納税証明書その３の３等又はその写し

(e)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(f)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(g)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(h)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(i)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(j)～(k)の書類を添付するものとする。

(j)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(k)　財務諸表類（直前２年度分）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に競争参加資格の申請を行う者については、次の(l)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。

(l)　更生手続等開始の決定書の写し

(m)　貸借対照表及び損益計算書

(n)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　測量・建設コンサルタント等

(a)　測量等実績調書

(b)　技術者経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(e)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(f)　納税証明書その３の３等又はその写し

(g)　財務諸表類（直前２年度分）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。